

海上町告示第22号

本町の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

(なお、この告示は、平成16年3月20日から効力を生ずる。)

平成16年3月19日

海上町長 穴澤 清

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
倉橋	北野	倉橋	広ノ場	2, 576の2 2, 576の4に隣接する国有地の全部及び 2, 576の4の地先の道路である国有地の全部
	上野			2, 577の1 2, 577の2 2, 578の2 2, 580の2 2, 610の1 2, 610の2 2, 611 2, 612の内 2, 613の1 2, 613の2 2, 614 2, 615 2, 616の内 2, 617~2, 620 2, 621の1~2, 621の3 2, 622の1 2, 622の2 2, 623の1 2, 623の2 2, 624の1 2, 624の2 2, 625 2, 626の1 2, 626の2 2, 627 2, 628 2, 629の1~2, 629の4 2, 630の1~2, 630の3

		北野	2, 582の1 2, 582の2 2, 582の7 2, 638の2、2, 640の1、2, 645に隣接する道路である国有地の全部
		込場	2, 606の内 3, 015の内
	込場	広ノ場	2, 612の内 2, 616の内
	鍋毀	上野	2, 975の1の内 2, 975の3の内
	山道		2, 975の2の内 2, 975の3の内
	北野	山道	2, 978の1の内 2, 978の2の内 2, 979の1の内 2, 979の2の内 2, 980の1 2, 980の2 2, 981~2, 985 2, 986の内 2, 987の内 2, 988の1の内 2, 988の2の内 2, 989の1の内 2, 991の内 3, 002の1の内 3, 002の4の内
	込場		3, 016の1の内
	上野	山道	3, 017の内 3, 025の内 3, 026及びこれらに隣接する道路である国有地の一部
	鍋毀		3, 020の2の内及びこの地先である道路である国有地の一部
		大塚	3, 045の3 3, 045の4 3, 046の3 3, 046の4 3, 046の2、3, 048~3, 051、3, 053、3, 054の3に隣接する道路である国有地の全部
	山道	平大野	3, 232の3 3, 233の3 3, 250の6

及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成15年 3月 6日現在の土地登記簿謄本によるものである。